

# お持ちの農地

## 熊本市ファミリー農園(市民農園)

### として活用しませんか。

熊本市では、農地をお持ちでない市民の皆様には野菜や花などの農作物を栽培体験していただくことを目的に、市民農園を「熊本市ファミリー農園」として指定し、熊本市ホームページや市政だより等で広報しています。

#### ファミリー農園にするメリット

##### 農地の有効活用

市民農園として運営することで農地の保全管理を行うことができます。

##### 熊本市が広報

市政だよりや市ホームページ等で広報し、利用者の確保に努めます。

#### 開設までの流れ

##### ①市へご相談

まずは問い合わせ先までご相談ください。

##### ②申請書等の提出・現地確認

下記の開設条件に適合しているか市が確認します。

##### ③開設

市より指定通知書を発行し、市ホームページ等に掲載します。

#### 開設者の主な役割

区画・給水施設の整備  
(区画図を作成)

利用者との利用契約、契約解除の手続き

農園の維持・管理  
(区画以外の除草  
設備の維持管理等)

利用料金の直接徴収

農作物の栽培や農園利用に関する指導

#### 開設の主な条件

- ・市域居住の農家が自ら整備、管理、運営を行う農地
- ・概ね2年以上の農園経営ができること
- ・市民の農作業のために提供できる農地であること
- ・周辺の土地に支障が生じるおそれがないこと
- ・用水の確保が容易であること
- ・道路などで農園の進入路が確保できること

#### 問い合わせ先

制度全般のこと

農業政策課(本庁舎12階) 096-328-2403

農地が北区・東区・中央区の場合

北東部農業振興センター(北区役所内) 096-272-1117

農地が西区・南区の場合

西南部農業振興センター(西区役所内) 096-329-1158

※開園するには、必要に応じて農地法等の関連法令の手続きが適正に行われていることが前提です。

※指定された農園を閉園するには、原則として1年前には利用者へお伝えいただきます。